広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要領

１　公募型プロポーザル方式実施の目的

益城町では、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童に対し適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブについて、５つの小学校区に合計１３か所設置しており、その運営は、保護者会や法人に委託している。

広安西小学校区には、これら１３クラブのうち４クラブを設置しており、現在、新たなクラブの設置及びクラブ棟の建設を進めている。

既存の２クラブと新設する１クラブの計３クラブについて、令和９年４月以降の運営業務を委託するに当たり、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、これらの事業を委託する事業者を選定するために必要な事項を本実施要領に定め、公募型プロポーザル方式を実施する。

２　業務の概要

（１）業務名

広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務

（２）業務内容

「広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

なお、仕様書で規定した委託する業務内容は、本業務に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

（３）委託期間

契約締結日の翌日から令和１２年３月３１日までとする。

委託期間のうち契約締結日の翌日から令和９年３月３１日までを業務実施準備期間とし、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までを運営期間とする。

なお、業務実施準備期間内において、現委託事業者との業務引継ぎを実施すること。

（４）委託料上限額

上限額　　１８５，６３１千円（非課税）

なお、各年度における委託料の額は子ども・子育て支援交付金の基準額の範

囲内とし、以下の金額を上限額とする。
（内訳）令和９年度分　　５８，６３７千円
　　令和１０年度分　６１，２２１千円
　　令和１１年度分　６５，７７３千円
　利用料（保護者負担金）については、別途受託者が徴収し、運営業務にあてることができるものとする。

（５）契約方法
　公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

３　参加資格

　本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないもの。
（２）益城町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１１年益城町告示第２３号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないもの。
（３）益城町暴力団排除条例の運用に関する規則（平成２４年益城町規則第１４号）の規定による排除措置等を受けていないもの。
（４）国税及び地方税を滞納していないもの。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続中でないもの。
（６）事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しているもの。
（７）日本国内に本社等を有し、九州内に事務所等を有するなど、緊急時又は平時を問わず、迅速に対応ができるもの。
（８）令和８年４月１日現在、次のア～キのいずれかの施設について、５年以上の管理運営実績を有しているもの。
　ア　放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）
　イ　認可保育所
　ウ　認定こども園
　エ　幼稚園
　オ　放課後等デイサービス
　カ　児童館
　キ　上記のいずれかの施設に類する施設であり、町長が適当と認めるもの

4　事業選定の流れ

（１）選定委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（２）一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者がおおむね４者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（書類審査）を行い、上位おおむね４者について二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

なお、提案書の提出事業者が１者の場合でも、二次審査を行う。

（３）契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、表１のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、益城町の休日を定める条例（平成２年益城町条例第４号）第１条第１項各号に掲げる益城町の休日（以下「町の休日」という。）には、受付等を行わない。

なお、このスケジュールは、参加事業者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表１　契約締結までのスケジュール（予定）

No.	時期	内容
1	令和８年９月７日（月）	仕様書（案）等先行公開
2	令和８年９月７日（月） ～令和８年９月２８日（月）午後５時	質問書受付
3	令和８年９月７日（月） ～令和８年９月１８日（金）午後５時	現地見学会の参加申込受付
4	令和８年９月１８日（金）	公告
5	令和８年９月１８日（金） ～令和８年１０月１日（木）午後５時	参加申出書等の受付
6	令和８年９月２４日（木）、 令和８年９月２５日（金）	現地見学会
7	令和８年９月２９日（火）午後５時	質問回答期日
8	令和８年１０月初旬	参加資格審査・通知
9	令和８年１０月２０日（火）午後５時	提案書等の提出期限
10	令和８年１０月上旬 ～令和８年１０月中旬	選定委員会による一次審査 （書類審査）
11	令和８年１０月２１日（水）	一次審査通過者に対する二次審査参加依頼
12	令和８年１０月２８日（水）	選定委員会による二次審査 （プレゼンテーション審査）
13	令和８年１０月末 ～令和８年１１月初旬	最優秀提案事業者の決定通知

5　質疑

（１）質疑の受付

ア　受付期間

令和８年９月７日（月）から令和８年９月２８日（月）午後５時までとする。

イ　質疑の方法

本業務について質問がある場合は、質問書（別紙１）に必要事項を記入し、益城町こども未来課（以下「事務局」という。）あて電子メールにて提出すること。

なお、メール送信にあたっては、表題を「広安西小学校区放課後児童クラブ運営業務委託についての質疑」とすること。

また、原則として、電子メール以外の方法による質疑は受け付けない。ただし、期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

（２）質疑に対する回答

ア　回答予定日

令和８年９月２９日（火）午後５時までに随時回答とする。

イ　回答方法

回答予定日までに質疑提出者が特定されないようにしたうえで、町ホームページに回答を掲載し、併せて本要領及び仕様書の追加又は訂正とみなす。

なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

6　現地見学会

本プロポーザルへの参加に当たり、現地見学の希望がある場合は、次のとおり実施する現地見学会に参加することができる。

（１）開催日及び集合場所

ア　開催日

①令和８年９月２４日（木）、②令和８年９月２５日（金）

イ　集合場所

益城町立広安西小学校（上益城郡益城町大字福富１００１番地）

（２）参加申込

参加を希望する場合は、令和８年９月１８日（金）午後５時までに、現地見学会参加申込書（別紙２）に必要事項を記入し、事務局あてに電子メールにて

提出すること。

（３）その他

・参加者は、１者につき２名以内とし、いずれも現地集合とする。
・移動手段は、参加者で準備するものとする。
・見学時間については、重複しないよう事務局が時間を設定し、事務局から参加を希望する者に電子メールにて連絡する。

７　参加申出

参加申出をする者は、公募型プロポーザル参加申出書（様式第１号）とともに次の添付書類を提出し、審査を受けるものとする。

なお、参加資格確認の基準日は、公募型プロポーザル参加申出書の提出期限とする。

（１）参加申出書及び添付書類（以下「参加申出書類」という。）

ア　公募型プロポーザル参加申出書（様式第１号）

イ　事業者等の概要（様式第２号）※パンフレット等の使用も可

ウ　直近年度の決算書

エ　業務実績書（様式第３号）

過去の業務実績のうち、３（８）のいずれかの施設に係る５年以上の管理運営業務を対象とする。

オ　業務実績関連資料

業務実績書に記入した業務内容が確認できる資料（契約書の写し等）を提出すること。ただし、資料が１０件を超える場合は、直近の１０件とする。

カ　業務実施体制調書（様式第４号）

キ　納税証明書

参加申出書類の提出日から起算して３か月以内に発行された証明書で、令和７年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの。なお、地方税については、本業務を主に担当する事業者等が所在する地方公共団体が発行するもの。

（３）提出期間及び提出方法

ア　提出期間

令和８年９月１８日（金）から令和８年１０月１日（木）午後５時までとする。

なお、持参の場合は、町の休日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。

イ　提出方法

事務局あてに郵送または持参達にて提出すること。

8　参加資格の審査及び提案書提出要請の通知等

（１）参加資格の審査及び提案書の提出要請

参加申出書類の内容を審査し、参加資格のある事業者に対し、令和８年１０月初旬までに公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第５号）及びプロポーザル参加要請書(様式第６号)を電子メールにて送信する予定である。

（２）辞退届の提出

参加申出書類を提出した後又はプロポーザル参加要請書を受けた後に辞退する場合は、令和８年１０月２０日（火）午後５時までに、辞退届（様式第７号）に必要事項を記入し、事務局あてに電子メールにて提出すること。

9　提案書等の提出

（１）提案書及び添付書類（以下「提案書等」という。）

プロポーザル参加要請書を受けた者は、次の書類を提出すること。

ア　提案書（様式第８号）正本１部、副本７部

イ　提案事項（任意様式、Ａ４サイズ３０ページ以内）正本１部、副本７部

次の事項については、必ず記載すること。

・運営方針と理念
・保育方針と保育内容
・配慮が必要な児童の対応
・児童虐待等への対応
・支援員の確保と配置（仕様書５（２）に対応できること。）
・支援員の採用基準と雇用条件
・支援員の研修計画
・夏季休暇等長期休暇期間中の昼食提供内容
・事故防止策と事故発生時の対応
・衛生管理
・防災と防犯対策
・個人情報保護
・保護者との連携
・苦情対応
・学校や地域等との連携
・業務開始までのスケジュール

ウ　見積書（任意様式）１部

※見積に係る積算内訳書を別途作成し同封すること（任意様式)。
※見積金額の積算に当たる費用分担は、仕様書（別表２）のとおりとする。
※見積金額の積算に当たっては、仕様書５（２）に示す最大の定員、支援単位数を用いること。
なお、小学校のミーティングルーム及び余裕教室の利用料として、令和８年度は年額 80,000 円、令和１０年度以降は年額 40,000 円を計上すること。
※次の事項を記載した封筒に封入封緘して提出すること。
・業務名称
・提出者の所在地、名称、代表者名
・見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

（２）作成要領
提案書等は上記（１）のア～イの順番で製本し、ページ番号、表紙、目次を付けるとともに、左綴じとし、書類名（略称可）が分かるように右端にインデックスを添付して、Ａ４版のファイルに綴じること。

（３）提出期限及び提出方法
ア　提出期限
令和８年１０月２０日（火）午後５時までとする。
なお、持参の場合は、町の休日を除く午前９時から午後５時までとし、郵送の場合は期限内に必着とする。
イ　提出方法
事務局あてに郵送または持参達にて提出すること。

10　一次審査（提案書等に基づく書類審査）

提案書等の提出事業者がおおむね４者を超える場合には、参加申出書類及び提案書等の内容に基づく一次審査を実施する。
なお、提案書等の提出事業者が４者以下の場合には、二次審査において表２に関する項目を併せて評価する。

（１）審査予定時期
令和８年１０月上旬～中旬予定

（２）評価方法
表２の評価基準に基づき、業務実績や実施体制について評価する。

表２　一次審査の評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実績	・業務実績をどの程度有しているか。 ・業務実績において、本業務で期待する事業成果と類似する成果をどの程度挙げているか。	１０点
実施体制	・本業務を遂行するための体制を整え、幅広い知識や専門的ノウハウを有する者を複数配置しているか。	１０点
	計	２０点

11　二次審査（プレゼンテーション審査）

提案書等の内容について明瞭化するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

なお、提案書等の提出事業者が１者の場合でも、二次審査を行う。

（１）日時等

令和８年１０月２８日（水）予定とする。

場所及び実施方法は、改めて通知する。

（２）参加人数

プレゼンテーション参加人数は３人までとし、提案書等にて届け出た総括責任者及び主に担当する予定の者は必ず出席しなければならない。

（３）プレゼンテーションに要する時間

おおむね６０分（説明約２５分、質疑応答約３５分）とする。ただし、提案者数に応じたプレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

（４）プレゼンテーションに要する機材

本町にて電子黒板を準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

（５）評価方法

表３の評価基準に基づき、運営の実施体制及び提案書等の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、評価する。評価点は、小数点第２位以下を切り捨て、第１位まで算出する。

表３　二次審査の評価項目、評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
専門技術力	運営方針	・放課後児童クラブの意義や児童の育成の考え方 ・放課後児童クラブの運営に関する業務	１０点
	育成支援の内容	・児童の育成支援のための方策 ・放課後児童クラブの充実のための方策 ・配慮が必要な児童の対応（アレルギー、障がい児又は虐待への対応が必要な児童等）	２０点
	支援員の体制	・支援員等の確保に対する方策 ・支援員等の配置体制 ・支援員等の採用基準と雇用条件 ・支援員等の研修計画	２０点
	安全管理体制	・児童の事故防止及び衛生管理の対策 ・災害及び不審者の侵入等非常時の対策 ・個人情報の取扱い	１５点
	保護者との連携及び苦情対応	・保護者との連携及び信頼関係の構築 ・保護者からの要望又は苦情への対応	１５点
	関係機関との連携	・学校及び地域との連携及び信頼関係の構築	
		計	８０点

12　受託候補者の選定等

（１）受託候補者選定方法

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。選定委員会は、次の算定方式によって、提案価格及び一次審査と二次審査の合計点数を基に受託候補者を選定する。

なお、提案者の評価点数が同点となった場合は、「二次審査」の評価が高い提案者とし、「二次審査」の評価も同点の場合は、選定委員会の協議により決定する。ただし、合計評価点数が７０％未満であった場合は、最高評価点数獲得者であっても候補者として選定しないものとする。

また、提案事業者が１者の場合であっても、参加資格を満たし、「一次審査と二次審査の合計点数」の合計が６５％以上であれば受託候補者として決定する。

【評価点数算定式】

$$評価点数 = \frac{一次評価と二次評価の合計点数 \times ８０}{１００} + \frac{最も低い見積価格 \times ２０}{提案者の見積価格}$$

町長は、上記の選定委員会の審査を踏まえ、受託候補者を選定する。

（２）審査結果等の通知及び公表

町は、審査結果を参加者全員に速やかに結果通知書（様式第９号又は様式第１０号）にて通知（令和８年１０月末予定）するとともに、受託候補者を町ホームページで公表する。契約金額及び審査の概要については、契約締結後に公表するものとし、受託候補者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

なお、電話による問合せには一切応じない。

（３）質問等

審査の結果、受託候補者に選定されなかった者は、審査結果が公表された日の翌日から起算して７日（町の休日は含まない。）以内に、書面により選定委員会に対して非選定理由の説明を求めることができる。

選定委員会は、説明を求められた場合、書面による内容等を受け付けた日の翌日から起算して１０日（町の休日は含まない。）以内に書面により回答を行う。

13　契約

（１）受託候補者として選定された者（以下「選定者」という。）は、結果通知書（様式第９号）を受領した後、速やかに、本町と当該業務仕様の内容について協議し、その内容を決定する。

（２）上記（１）の業務仕様内容が決定した後、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約の方法により本町と選定者との間で契約を締結する。

（３）選定者は、契約締結時までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、益城町財務規則（平成１６年益城町規則第２５号）第８１条第１項各号に該当する場合は、この限りでない。

14　その他

（１）費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担

によりこれを行うものとする。

（２）使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、提案書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

（３）提示資料の取扱い

町から提示する資料等について、提案書作成に係る検討以外の目的での使用は行ってはならない。

（４）虚偽の取扱い

町に提出する参加申出書類、提案書等について、虚偽の記載をした場合には、無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

（５）著作権

参加事業者が提出した提案書等の著作権は、参加者に帰属する。ただし、町がプロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部を複製等することができるものとする。

なお、町に提出した提案書等の返却は行わない。

（６）業務等の変更又は中止

財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可抗力により、本町は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。本契約締結までに変更又は中止の事態に至った場合、本町は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。

15　事務局（問合せ先・提出先）

所在地　：〒861-2295　熊本県上益城郡益城町大字宮園７０２番地
担当部署：益城町　こども未来課　子育て支援係
TEL　　：096-286-3117（直通）
FAX　　：096-286-4523
E-mail　：kodomo-propo@town.mashiki.lg.jp